

太陽光発電の導入・設置に係る主な関係法規・手続き等～(2)電気事業・設備関連

関係法令 【主なリンク先】 総務省ポータルサイト等	主な行為・状態	手続き/区分/実施内容の条件・範囲	太陽光発電システム出力容量[以上～未満] / (電圧区分)							問合せ先 (提出先)	《参考資料》 【リンク先】	
			～ 10kW未満 (低圧)	10kW～ 50kW未満 (低圧)	10kW～ 50kW未満 (低圧)	50kW～ 100kW未満 (高圧)	100kW～ 500kW未満 (高圧)	500kW～ 1MW未満 (高圧)	1MW～ 2MW未満 (高圧)			2MW～ (特別高圧)
電気事業法 (電気事業法施行規則)	発電設備等(電気工作物)の設置・運転	電気工作物の区分・範囲(太陽光発電)	①一般用電気工作物(低圧、50kW未満) ②事業用電気工作物 ②1) 電気事業用電気工作物(電力会社の発電・変電所、送配電線路等) ②2) 自家用電気工作物(上記以外)	①一般用電気工作物	②事業用電気工作物 ②1) 電気事業用電気工作物 ②2) 自家用電気工作物						---	電気工作物の保安(経産省HP)
		省令等で定める技術基準に適合・維持・遵守	義務									
		電気主任技術者	必要[工事着手前] ※下記の①～④いずれが必要(選任/不選任)									
		①選任(有資格者の選任)	①届出									
		②選任許可(有資格者以外の選任)	②許可申請 《不可》									
		③兼任(既存電気工作物の主任技術者と兼任)	③承認申請 《原則、不可》									
		④外部委託(保安管理業務の外部委託契約)	④承認申請 《不可》									
		保安規定(保安管理体制、保安業務の基本的内容等)	届出[工事着手前]									
		工事計画(自家用電気工作物の設置又は変更の工事計画)	届出[工事着工30日前]									
		使用前自主検査(使用前自己確認)(検査実施、およびその結果記録保存)	実施・記録保存[運転開始前]									
使用前安全管理審査(国が使用前自主検査が適切に実施されたどうかを評価)	申請(→受審)[自主検査後30日以内]											
発電設備等を譲渡・借用して運転	使用開始届(既設置のは発電設備等(電気工作物)を譲渡・借用する場合)	届出[運転開始前]							経済産業省 関東東北産業保安監督部 東北支部	太陽電池発電設備を設置する場合の手続き(経産省HP) 電気設備の申請・届出等の手引き(経産省HP)		
電気関係報告規則	発電設備等(電気工作物)の設置・運転	自家用発電所運転半期報(年2回:①4～9月末→10月末、②10～3月→4月末)	提出[①10月末、②4月末]							東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス需給対策室	電気関係報告規則について(JEEA)	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法<再エネ特措法>	固定価格買取制度による売電	固定価格買取 *買取区分(①余剰/②全量) *買取期間(①10年間/②20年間) *買取価格(年度ごとに規定)	①余剰10年間	②全量(または余剰)20年間 (250kW以上は入札)						認定手続関係(資源エネルギー庁)	なっとく！再生可能エネルギー(経産省HP) 再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック(経産省)【PDF】	
事業計画認定	*新規/軽微な変更/変更/廃止(設備性能、メンテ体制、製品製造者・型番等の記載等)	申請 (250kW以上は入札)										
年報等	①設置費用(運転開始から1ヵ月後提出) ②運転維持費用等(毎年1回提出)	提出[①運転開始の1ヶ月後、②毎年1回]										
電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン(資源エネルギー庁)	発電設備等の系統連系	連系区分毎の技術要件を満足	①低圧連系	②高圧連系			③特別高圧連系		経済産業省 資源エネルギー庁	---		

太陽光発電の導入・設置に係る主な関係法規・手続き等～(2)電気事業・設備関連

関係法令 【主なリンク先】 総務省ポータルサイト等	主な行為・状態	手続き/区分/実施内容の条件・範囲	太陽光発電システム出力容量[以上～未満] / (電圧区分)							問合せ先 (提出先)	《参考資料》 【リンク先】	
			～ 10kW未満 (低圧)	10kW～ 50kW未満 (低圧)	50kW～ 100kW未満 (低圧)	100kW～ 500kW未満 (高圧)	500kW～ 1MW未満 (高圧)	1MW～ 2MW未満 (高圧)	2MW～ (特別高圧)			
電力系統への連系 (東北電力ネットワーク)	発電設備等を東北電力系統に連系し、受給電力を売電	①事前相談依頼(任意だが、規模大ならば「事前相談」必要) ⇒事前相談結果の受領								東北電力(株) 福島県内の各営業所	再生可能エネルギーの固定価格買取制度(東北電力HP) 再エネ関連設備等の系統連系に関する留意事項等について(東北電力)【PDF】	
		②接続検討(系統アクセス検討)申込[技術検討料:20万円(税別)] ⇒接続検討結果の受領							事前相談[処理期間:1ヶ月程度]			
		③連系申込⇒連系承諾書の締結⇒契約締結 ⇒給電申合書の締結⇒系統連系工事⇒連系開始							検討申込[処理期間:原則3ヶ月以内]			
			連系申込									
2-2) 設備 消防法 市町村による火災予防条例(福島市)	発電施設等の設置・変更	※一定規模以上の発電施設の場合、発電設備/消防用設備/防火管理等の「届出」が必要な場合あり								【出力:20kW超】 事前問合せ→「届出」必要な場合[設備設置5～10日前]	所轄の消防本部 (または消防署)(福島県)	福島市消防本部/届出様式/消防関係/火災予防条例関係(福島市HP)
	蓄電池の設置・変更	定格容量と電槽数の積の合計:4,800Ah・セル以上	届出[設備設置前]									
建築基準法 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については適用除外(国交省)	付属施設(監視棟)等の建築物がある場合	※パワコン機能を果たすため必要最小限空間のみであって、稼働時無人で修理等の場合を除いて内部に立入らないもの(専用コンテナ)については建築物に該当せず、申請対象外	建築確認申請 [工事着手7日前]							(県)建設事務所 建築住宅課 (市町村)担当課	パワコンを収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて(国交省HP) 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について(国交省HP) 建築確認申請(福島県HP)	
	パネル・架台の下の空間を屋内的用途に供する場合(屋根材・外壁材等として使用する場合)	※外形的に判断出来る場合は申請不要となり得る(例えば、内寸法高さ1.4m以下、囲いの設置等)	事前問合せ →「建築確認申請」必要な場合[工事着手7日前]									
	高さ4m超の場合(規定が準用される工作物に該当)	「建築確認申請」が必要な場合があり得る ※電気事業において安全性が担保されている場合は対象外となり申請不要となり得る										

注意事項

- ◆本内容はあくまで参考情報であり、当センターがこれらを保証するものではありません。
- ◆太陽光発電の導入・設置に係る関係法規・手続き等のすべてを網羅している訳ではありません。
(導入・設置後には、法人税・所得税、固定資産税などの税金関連の手続き等があります。)